

星和台鳴子防災福祉コミュニティ規約

(目 的)

第1条 この規約は、地域内の防災、防犯、福祉、青少年の安全確保等の様々な問題に対して、各種団体が密接な連携のもとに取り組み、安全で安心して暮らせる星和台・鳴子地区のまちづくりを推進するために設置する星和台鳴子防災福祉コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）の組織及び活動内容等について必要事項を定める。

(組 織)

第2条 コミュニティの組織は、次に掲げる各種団体で構成する。

- (1) 星和台連合自治会
- (2) 鳴子自治会
- (3) 西鈴鳴子自治会
- (4) 星和台鳴子ふれあいのまちづくり協議会
- (5) 青少年育成協議会星和台支部
- (6) 星和台地区民生委員児童委員協議会
- (7) 星和台寿会
- (8) 星和台小学校 PTA
- (9) 日本老人福祉財団 神戸ゆうゆうの里
- (10) その他コミュニティの目的達成のために関係する団体及び企業

(活動内容)

第3条 コミュニティの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害に対する対応体制づくりに関すること
- (2) 防災、防犯等の安全に関すること
- (3) 福祉に関すること
- (4) 青少年の安全確保に関すること
- (5) その他目的達成に必要なこと

2 コミュニティは、北区役所、北消防署及びその他の行政機関と密接な連携のもとに活動する。

(本部及び役員)

第4条 コミュニティの円滑な運営のために、第2条の団体の代表者及び同代表者の指定した者を役員とする本部を置く。ただし、前記代表者が役員として指定できる者の数は役員会において定めた範囲内とする。

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員を生じて補充した任期は、前任者の残任期間とする。

(役 職)

第5条 本部に次の役職を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名
- (3) 監事 1名

2 本部長は、コミュニティを代表し、その運営を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長が予め定めた順序によりこれを代行する。

4 監事は、会計監査を担当する。

(役職の選任等)

第6条 役職は、次の方法により選任する。

- (1) 本部長は、役員会で選任する。
 - (2) 副本部長は本部役員の中から本部長が指名する。
 - (3) 監事は、本部役員の内選により選任する。
- 2 役職の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員を生じて補充した任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局の役割)

第7条 本部長のもとに事務局を星和台ファミリーホールに置き、事務局に若干の事務局員を置く。

- 2 事務局は事業運営に必要な事務及び事業運営に必要な会計を行う。

(部 会)

第8条 コミュニティの活動のために次の部会を置く。

- (1) 安全部会
 - (2) 福祉部会
 - (3) 青少年部会
- 2 安全部会は、防災・防犯に関する活動を行うとともに、災害発生時は被害状況の集約、消火・救助活動、避難所運営及び要支援者の援護を行う。
- 3 福祉部会は、福祉に関する活動を行うとともに、災害発生時は炊き出しを行う。
- 4 青少年部会は、青少年の安全確保に関する活動を行うとともに、災害発生時は子どもとのふれあい活動を行う。
- 5 各部会の組織及び運営については各部で定める。

(役員会)

第9条 全役員で役員会を組織する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 事業の運営に関する重要な事項
 - (4) その他コミュニティにとって重要な事項
- 3 役員会は、原則として月1回開催するものとし、本部長が招集し、議長となる。
- 4 事務局員は役員会に出席することができる。

(経 費)

第10条 コミュニティの経費は、助成金その他の収入をもって当てる。

(会 計)

第11条 コミュニティの会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事業計画及び予算・事業報告及び決算)

第12条 本部長は、前条の会計年度の開始までに当該会計年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、速やかに役員会の決議を経なければならない。

- 2 本部長は、前条の会計年度の終了後、速やかに当該会計年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けたうえで役員会の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 役員が必要と認める時は、役員の過半数の同意により、この規約を改正することができる。

付則

- 1 この規約は、平成12年3月11日より施行する。
- 2 この規約は、平成13年5月17日より一部改正する。
- 3 この規約は、平成15年5月2日より一部改正する。
- 4 この規約は、平成17年2月4日より一部改正する。
- 5 この規約は、平成17年7月15日より一部改正する。
- 6 この規約は、平成18年3月16日より一部改正する。
- 7 この規約は、平成18年5月22日より一部改正する。
- 8 この規約は、平成24年8月10日より一部改正する。
- 9 この規約は、平成25年6月14日より一部改正する。
- 10 この規約は、平成27年5月15日より一部改正する。

(H24.8.10 決定事項)

1、 第4条について

団体の代表者が複数人指定できるとすると、特定の代表者の考えで何人でも役員を指定できることとなり、不都合である。そこで、団体の代表者が指定できる者の数を役員会で定めるとした。

2、 本部長の選任について

防コミの性質上、規約上は代表者を連合会長の役職指定とするよりも役員会で選任することにした方がよい。文言上、役員会で選任するとしただけで、慣行として組織の大きい連合自治会長を充てるとして運営する。

(H25.6.14 申し合わせ)

1、 第7条（事務局の役割）について

事務局は、必要な運営費、活動費等の助成申請手続きを行い、当該事業等の終了後遅滞なく運営・活動実績報告等の事務を行う。